第48回春日井市民納涼まつり 出店者募集要領

- 1 出店日時 令和6年7月20日(土)午後6時~午後8時30分 (小雨決行、荒天中止時は翌日順延)
- 2 出店場所 落合公園大駐車場、噴水北またはグラウンド
- 3 出店内容

アテント

(1) 募集小間数 大駐車場内・・・33小間程度

※申込が募集小間数を超えた場合は、主催者で選考しま す。

- (2) 大きさ [間口] 2間(約3.6m)×〔奥行き〕1.5間(約2.7m)
- (3) 設 備 テント1張、机1本 (900×1800cm)、照明 (提灯2個) 、コンセント (希望店舗のみ、1つにつき最大2kwまで)
- (4) 小 間 割 会場の店舗位置は、主催者において決定する。
- (5) そ の 他 原則、1 店舗につき 1 小間 1 品目とする。予定小間数に満たなかった場合は、主催者において 2 小間目の出店を可とする場合がある。なお、1 小間で 2 品目取り扱う場合は「8 出店等注意事項」の(9)を参照し、厳守すること。

イ 移動販売車

(1) 募集小間数

噴水北・・3小間程度

グラウンド・・・14小間程度

- ※グラウンドでは世界グルメスクエアと題し、世界各国の料理が楽しめるイベントの開催を予定しています。 それに伴い、出店場所及び出品品目については、主催者により調整させてもらう場合があります。
- ※申込が募集小間数を超えた場合は、主催者で選考しま す。
- (2) 設 備 噴水北・・コンセント (希望店舗のみ、1つにつき最大2kwまで)

グラウンド・・・発電機(希望店舗のみ、コンセント1個につき最大2kwまでとし、

ールを用意し、給電すること)

- (3) その他 1店舗につき1小間2品目までとする。
- 4 出店料 テント・・・・・・40,000円/1小間

移動販売車・・・・・40,000円/1小間

- ※1 出店料には負担金10,000円を含む
- ※2 コンセント1個につき別途2,000円必要
- ※3 荒天等による縮小・順延・中止の場合であっても出店料 の返金はしません

5 出店条件

(1) 市内に固定した事業所又は店舗(仮設テント・プレハブは不可)を有し、常時営業活動をしている商業者。

※別紙で指定する確認書類を必ず提出すること。

- ※出店申込者数が募集小間数に満たない場合で、納涼まつり実行委員会が認めた 出店者は、「5 出店条件」の(1)の条件を満たさない場合にも出店を認めます。 (出店料は1小間50,000円とします。)
- (2) まつり出店責任者本人がまつり当日に参加し、調理を行うブースに関しては、食品衛生責任者又は調理師の資格を持った者が常駐すること。
 - ※出店責任者とは、市内に固定した事業所又は店舗の経営者、社員、従業員 に限る。
- (3) 調理に携わる者は、検便を実施すること。
- (4) 出店責任者本人が<u>5月23日(木)午後3時</u>に行われる出店責任者説明会に 出席すること。(説明会当日、出店責任者本人であることを確認するため、身分証明書及び市内に固 定した店舗の経営者・社員・従業員がわかるもの(名刺など)を提示していただく場合があります。)

6 申し込み

- (1) 次のQRコード又はURLから「愛知県春日井市電子申請・届出システム」にアクセスし、必要事項を入力。
 - ※申込後24時間以内に「申込完了通知メール」が届きますので、記載の整理番号とパスワードを必ず控えてください(届かない場合は事務局に連絡してください)。

QRコード

URL



https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-kasugai-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=95352

(2) 申込期限 令和6年4月26日(金)17:00

7 販売品目

(1) 出品物は出店者が日頃から取り扱っている品目とし、主催者と調整のう え決定する。

(2) 飲食物を調理・製造して販売する品目は、愛知県が定める「自動車による営業並びに露店営業、臨時営業及び短期営業に関わる取扱要領」に記載の別表2に示すもの、または別表3の要件を満たすもののうち、次の品目を除いたものとする。

酒類 (ノンアルコールビールを含む)、わた菓子、トルネードポテト、ひやしきゅうり、その他主催者が適当でないと認めた品目。

- ※ 酒類の販売は、小牧小売酒販組合春日井支部に限定して出店を認める。
- (3) 物品の販売において、次の品目は販売することができない。

たばこ、セルロイドのお面、有害玩具(BB 弾等による鉄砲、おもちゃナイフ等)、仕出し業者等、日頃から小分け包装しての販売を行っていないものが販売する飲食物、主催者の承認を受けていないくじ、ゲーム等による販売、その他主催者が適当でないと認める品目及び販売方法。

8 出店等注意事項

- (1) 名義貸しは絶対に行わないこと。判明した場合は、直ちに出店を取り消します。
- (2) まつり当日の従事者は、出店届出書に記入した者に限る。また、主催者が発行する「従事者証」を必ず各自で用意する名札ケースに入れ、着用すること。
- (3) 飲食物を調理・製造して販売する場合
 - ア 食品営業許可等が必要な店舗は、保健所の指示を遵守すること。
 - イ 食品営業許可証は、店舗内の見やすい場所に必ず掲示すること。
 - ウ 調理をする際は、必ず土間に防炎シート(消防法で定める防炎ラベル付きのもの)を敷き、汚れを防止し、**汚損した場合は原状復旧を行うこと。**

防炎ラベル見本⇒

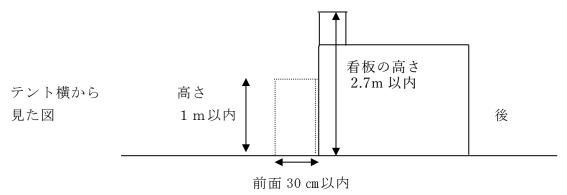


- エ 愛知県が定める「露店営業、臨時営業の施設基準」に従い、衛生管理等をすること。
- オ 食品を入れるトレイは、できる限り発泡トレイを使用せず、紙トレイ を使用すること。
- カ 食品営業に係る賠償責任保険等に加入すること。

食中毒などの食品安全に係る補償と、テントや看板の倒壊などによる 怪我に係る補償がされるものに加入すること。

キ 従事者は、法に基づく衛生管理に努めること。

- (4) 物販をする場合
 - テントや看板の倒壊などによる怪我に係る補償がされる賠償責任保険に 加入すること。従事者は、法に基づく衛生管理に努めること。
- (5) 高校生以下は従事させないこと。
- (6) **火気取り扱い店舗**については、必ず消火器を常備し、調理機器と燃料等を遠ざける店舗配置をするとともに、燃料等は固定措置を施すこと。また、消防による立入検査を受けてから点火すること。
- (7) **出店者はゴミを全て持ち帰ることとし**、従事者全員で場内清掃美化に協力すること。
- (8) 出店届出書、食品(露店)営業許可証の写し等の提出物は定められた期限を厳守すること。
- (9) テントで1小間2品目取り扱う店舗は、どのような品目の組合せでも、各自でテントの中央を必ず防炎シート (2.0×2.7m程度)で仕切り、別々の小間とすること。(別々の小間として扱うため、それぞれに食品衛生責任者を常駐させ、消火器や手洗い場などの備品に関しても、それぞれに用意すること。)また、小間間の移動については、衛生上の理由から禁止とする。
- (10) テント販売について
 - ア テント販売は前面のみとし、左右幕をはずすなどして販売箇所を増や さない。
 - イ テントの前面での販売については、**テント支柱より30cm以内**、高さ 1m以内とする。
 - ウ テント前面に看板を設置する場合、**高さ2.7m以内**とする。



- 11) その他、出店責任者説明会で指示がある内容に従うこと。
- (12) 上記の項目に違反した場合は、今後の出店を禁止する。

9 スケジュール等について

日程	飲食物を調理・製造して販売する場合	物品の販売
4月26日(金)	・出店申込期限	17 HI 17 1977
	・別紙で指定する書類の提出期限	
5月中旬	出店責任者説明会開催通知送付	
	主催者で選考した後、出店の仮決定をする。	
5月23日(木)	出店責任者説明会	
5月28日 (火)	・出店届出書の提出期限(免許証等の身分証明書のコピーの提出不	
	要、出店責任者の押印不要)	
	・食品衛生責任者の修了証のコピー(調理師免許証で	物販は左記
	も可)の提出期限	の提出不要
6月14日(金)	次の書類の提出期限	
	・食品営業許可証のコピー	同上
	・検便成績書のコピー(調理に携わる者全員分)	•
	・賠償責任保険証券のコピー	人山古老
	(加入した際の領収書でも可) の提出期限	全出店者 提出必要
	※注意事項は 8出店等注意事項(3)カ及び(4) を参照	
7月上旬	出店許可通知書送付	
	春日井市暴力団排除条例を受け、公共的行催事における露店等の出店届出要綱に	
	基づく春日井市露店等出店審査委員会の審査を経て、正式な出店決定とする。	

「5 出店条件(1)」の確認書類について

「5 出店条件(1)」であることを確認するため、次の書類の提出が必要となります。

提出期限

令和6年4月26日(金)

提出書類

①飲食物を販売する場合

市内実店舗の営業許可証の写し

- ※移動販売車の場合は施設保管場所が市内であること
- ※募集開始時点で有効期限内であること

②飲食物以外を販売する場合

営業時間中の実店舗の外観写真